

株 主 各 位

岡山市北区野田二丁目13番17号

ミサワホーム中国株式会社

代表取締役社長 南 雲 秀 夫

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、委任状による事前の議決権行使をいただくため、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討のうえ、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえご返送いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう、強くお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月28日（月曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区駅元町14番1号
岡山コンベンションセンター2階レセプションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
本年も、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第51期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件第2号議案から第4号議案の議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.misawa-chugoku.jp/>)に掲載させていただきます。

＜株主の皆様へのご理解並びにご協力のお願い＞

- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.misawa-chugoku.jp/>)より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場される株主様は、マスクのご持参、ご着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会に出席する議長含め全役員、運営スタッフは、感染防止の対策として、当日の検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の再拡大により二度目の緊急事態宣言が発出され、社会・経済活動の持ち直しの動きも長続きせず、収束時期の見通しが困難な状況が継続しております。個人消費、企業収益においては業種により二極化の様相が強まっており、全般的な景気の先行きにつきましては不透明な状況が続くものと思われまます。

住宅業界におきましては、住宅ローン減税やすまい給付金、低金利住宅ローンの継続などを下支えに、新型コロナウイルス感染対策を徹底しながら受注、販売活動を継続しておりますが、新設住宅着工戸数が弱含みで推移する中、事業環境の好転は見出しにくい状況となっております。

こうした状況の中、当社グループは、住宅展示場、建売住宅やマンション等分譲住宅見学会での感染拡大防止策を講じた完全予約制による商談の実施や、Webを中心とした新規顧客獲得など、コロナ禍における新しい受注活動に取り組むことで、住宅市場動向の急速な変化に対応し、住まいに関する多種多様なニーズを捉え、継続的な収益に結び付けるため、将来を見据えた事業ポートフォリオの最適化を目指した取り組みを推進してまいりました。

住宅請負事業におきましては、市場におけるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）への関心の高まりに対応するため、ZEH仕様住宅の普及に向けて積極的な受注活動を継続推進するとともに、在宅勤務・学習を快適に、効率的・効果的に行うためのワークスペースや、万一の際の備蓄品確保にも有用な大収納空間「蔵」など工夫やアイデアを盛り込んだ新商品を投入し、住宅展示場の模様替えでの目に見える提案により、ニューノーマル時代に安心して暮らしを楽しむ新しい住まいのニーズの掘り起こしに注力してまいりました。また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策のため、住宅展示場や完成現場では、Webによる予約制のイベント見学会にも取り組み、受注活動を行ってまいりました。

分譲事業におきましては、人との接触無く見学していただける分譲住宅の動画配信や、Web予約での分譲地・分譲住宅見学会の集客活動に注力するほか、ミサワホームブランドの分譲マンション「アルビオ・ガーデン」シリーズにつきましては、広島県広島市西区における販売継続に加えて、新たに

広島県福山市での販売を開始するなど、まちづくり事業への取り組みを展開してまいりました。

リフォーム事業におきましては、戸建住宅、アパート、戸建貸家等、オーナー様からの大型リフォーム工事に加え、国が推奨する「長期優良住宅化リフォーム推進事業」による、住宅性能の向上に係るリフォーム工事に取り組んでまいりました。

これらの活動の結果、当連結会計年度の業績は、売上高24,579百万円（前期比6.9%減）、営業利益378百万円（前期比196.2%増）、経常利益417百万円（前期比138.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益161百万円（前期比71.4%増）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

① 住宅請負事業

住宅請負事業部門の売上は、戸建住宅（木質、鉄骨、MJ Wood）と賃貸用のアパート等の請負によるものであります。当連結会計年度は、戸建住宅の受注減少に伴い、引渡棟数が減少したことから減収減益となりました。

この結果、売上高13,919百万円（前期比8.8%減）、セグメント利益400百万円（前期比11.2%減）となりました。

② 分譲事業

分譲事業部門の売上は、建売分譲住宅、住宅用地、分譲マンションの販売及び買取再販事業によるものであります。当連結会計年度は、建売分譲住宅、住宅用地の販売が減少したものの、広島県広島市西区における大型分譲マンション1棟が完成、引渡となったことから売上高は横ばい、増益となりました。

この結果、売上高5,668百万円（前期比0.7%減）、セグメント利益407百万円（前期比197.5%増）となりました。

③ リフォーム事業

リフォーム事業部門の売上は、増改築、インテリア、エクステリアなどの請負によるものであります。当連結会計年度は、大型リフォーム工事を中心に、全般的な工期長期化等の影響もあり、減収減益となりました。

この結果、売上高3,602百万円（前期比11.1%減）、セグメント利益311百万円（前期比24.5%減）となりました。

④ その他事業

その他事業部門の売上は、借上アパートの転貸による家賃収入や不動産の仲介料収入及び損害保険の代理店収入などによるものであります。当連結会計年度は、手数料収入、メンテナンス工事収入が増加したことにより、増収増益となりました。

この結果、売上高1,387百万円（前期比1.9%増）、セグメント利益53百万円（前期比615.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、重要な設備投資は行っておりません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、多額の資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第48期	第49期	第50期	第51期 (当連結会計年度)
	2017年4月1日～ 2018年3月31日	2018年4月1日～ 2019年3月31日	2019年4月1日～ 2020年3月31日	2020年4月1日～ 2021年3月31日
売 上 高 (千円)	27,601,162	29,473,845	26,387,579	24,579,229
経 常 利 益 (千円)	208,446	467,424	175,124	417,933
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△)	△694,689	54,552	93,999	161,156
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円) (△)	△60.37	4.74	8.17	14.01
総 資 産 (千円)	17,078,513	18,057,195	17,602,730	14,837,260
純 資 産 (千円)	5,847,846	5,799,913	5,729,964	6,066,305
1株当たり純資産額 (円)	508.23	504.09	498.01	527.25

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議決権比率	当社との関係
プライム ライフ テクノロジーズ株式会社	100,000千円	72.2% (72.2%)	—
ミサワホーム株式会社	11,892,755千円	72.2% (3.7%)	当社の販売する ミサワホームの 住宅部材の仕入先

- (注) 1. 当社の親会社であるミサワホーム株式会社は、プライム ライフ テクノロジーズ株式会社の完全子会社であり、プライム ライフ テクノロジーズ株式会社も当社の親会社に該当しております。
2. 当社に対する議決権比率欄の () 内は間接所有割合で、内数で記載しております。
3. 当社の重要な財務及び事業の方針に関し、当社は親会社ミサワホーム株式会社との間で、「ミサワホーム販売施工業務並びにミサワ部材の継続売買等に関する契約」を締結しております。

(2) 親会社との間の取引に関する事項

親会社ミサワホーム株式会社とは住宅部材の仕入、寄託契約による金銭の預け等の取引があります。住宅部材の仕入価格については、他の部材買入先と同様の条件であります。預け金利率は、短期プライムレートその他市場金利の変動、その他の事情を勘案し、双方協議の上決定しております。

当社は親会社ミサワホーム株式会社より取締役及び監査役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。また、事業運営に関しましては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場企業として独立性を確保し、経営及び事業活動にあたっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ミサワ中国建設株式会社	60,000千円	100%	建築工事 請負業

4. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）収束の見通しが不透明なことから、様々な業種での活動制限を前提とした経済活動が継続するものと思われます。住宅市場におきましても、外出自粛に伴うテレワーク等働き方の変化や、在宅時間が長くなることにより、快適な住まい環境へのニーズ増加が予想されることから、withコロナ社会を前提とした取り組みが継続するものと思われます。

このような環境のもと、当社グループにおいては、当社グループの販売エリアである中国地方5県における「エリア責任貫徹」をテーマに、オーナー様、お取引先様からの紹介促進による安定受注機会の向上と、徹底した業務改善による利益率の改善を推進してまいります。次期におきましては、販売主力である住宅請負事業や、リフォーム事業、分譲マンションを中心とする不動産関連事業において、住宅展示場や完成現場、分譲住宅におけるWebを中心とした集客、予約制のイベント見学会、動画配信などを積極的に展開することにより、新たな収益機会の拡大を目指してまいります。併せて、介護福祉施設等の請負、ビル、マンションのリファインディング事業への取り組み等、非住宅分野の展開にも注力するとともに、管理体制の合理化を図り、効率的な組織運営を推進することにより収益性の向上に努め、顧客満足度の向上を目指してまいります。

加えて、高齢化社会への対応、大規模災害への備えなど、住宅を取り巻く環境の変化に対応するため、安全・安心かつ快適に暮らせる工夫を盛り込んだ生活提案や、ミサワホームの高い技術力と住宅業界で唯一グッドデザイン賞を1990年以降連続受賞しているデザイン力を活かし、より多くのお客様に選ばれるミサワホームブランドを展開してまいります。

さらに、当社グループでは、新築だけでなくメンテナンス、リフォーム、住まいの売却・住替え、資産活用などお客様の様々なご要望にお応えするロングサポート体制「住まいるりんぐシステム」に基づき、住まいと暮らしをトータルに支える万全のサポート体制を整備し、ストックビジネス基盤をより一層強化・拡充してまいります。

5. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社1社で構成され、岡山県、広島県、山口県、鳥取県及び島根県の中国エリア5県を営業地盤として、プレハブ住宅である「ミサワホーム」の販売及び施工を主な事業とし、これに付帯または関連する一切の業務を営んでおります。

6. 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

当社	本社及び 岡山支店 倉敷支店 広島支店 山口支店 福山店 山陰店 営業所	岡山県岡山市 岡山県倉敷市 広島県広島市 山口県山口市 広島県福山市 鳥取県鳥取市 岡山県、広島県、山口県、 鳥取県、島根県に29拠点 (展示場を含む)
ミサワ中国建設株式会社	本社 営業所	岡山県岡山市 岡山県、広島県に2拠点

7. 使用人の状況（2021年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
491 (92) 名	△25 (△12) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、執行役員は含めておりません。パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度 末比増減	平均年齢	平均勤続年数
452 (91) 名	△18 (△10) 名	42.4歳	14.0年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、執行役員は含めておりません。パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年齢・平均勤続年数については、当社が受け入れている出向者12名を除いております。

8. 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社広島銀行	1,699百万円
株式会社トマト銀行	1,226
株式会社山口銀行	464

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年5月10日開催の取締役会において、ミサワホーム株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の経手を経て当社を完全子会社化することを企図していること並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

Ⅱ. 会社の現況

1. 株式の状況（2021年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 31,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 11,540,180株 |
| (3) 株主数 | 1,232名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
ミサワホーム株式会社	7,872千株	68.41%
ミサワホーム中国従業員持株会	374	3.25
株式会社広島銀行	200	1.73
株式会社トマト銀行	190	1.65
東北ミサワホーム株式会社	168	1.46
今井産業株式会社	149	1.29
ミサワホーム九州株式会社	128	1.11
株式会社山陰合同銀行	100	0.86
川田良紀	90	0.78
ミサワホーム北海道株式会社	87	0.75

(注) 持株比率は自己株式（34,554株）を控除して計算しております。

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	南 雲 秀 夫	社長執行役員 営業本部長
取 締 役	川 勝 昌 弥	執行役員 管理本部長兼営業本部営業推進部長
取 締 役	海老谷 剛	執行役員 リフォーム事業本部長 兼広島支店長兼山口支店管掌
取 締 役	入 江 義 一	執行役員 開発不動産本部長 兼岡山支店管掌兼倉敷支店管掌
取 締 役	作 尾 徹 也	ミサワホーム株式会社 取締役専務執行役員 CS品質・商品開発・技術・設計建設・生産・ 調達全般兼カスタマーサポート推進担当兼海外 事業副担当 MAリファインディングシステムズ株式会社 代表取締役社長 テクノエフアンドシー株式会社 代表取締役社長執行役員 大末建設株式会社 取締役
取 締 役	吉 野 夏 己	吉野法律事務所 代表弁護士 国立大学法人岡山大学大学院法務研究科 教授
常 勤 監 査 役	高須賀 令 二	
監 査 役	菊 池 捷 男	弁護士法人菊池綜合法律事務所 代表社員
監 査 役	深 澤 正 明	ミサワホーム株式会社 事業統括部担当部長 ミサワホーム九州株式会社 取締役 ミサワホーム四国株式会社 監査役

(注) 1. 取締役吉野夏己氏は社外取締役であります。

2. 常勤監査役高須賀令二氏及び監査役菊池捷男氏は社外監査役であります。

3. 当社は、取締役吉野夏己氏、常勤監査役高須賀令二氏及び監査役菊池捷男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 常勤監査役高須賀令二氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 取締役吉野夏己氏及び監査役菊池捷男氏は、弁護士の資格を有しており企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当事業年度中の取締役の異動は、以下のとおりであります。

2020年6月22日開催の第50回定時株主総会において、吉野夏己氏は新たに取締役を選任され、就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、当社の親会社であるミサワホーム株式会社が定める評価基準を参考に、固定報酬としての基準報酬、取締役手当、評価加算報酬により構成するほか、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、別途定める基本報酬のみを支払うこととしております。

ロ. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、当社の親会社であるミサワホーム株式会社が定める役員評価基準を基本とし、月例の固定報酬及び取締役手当、役位、職責及び下記ハにおける評価結果に応じて、その内容を含め総合的に勘案して決定しております。

ハ. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、直近事業年度の経常利益の額及び前年改善額等を中心とした年次評価報酬としております。さらに評価に加算する報酬として、付加価値を上げる重点目標を設定し、その達成率を付加価値カバー率として算出しております。この双方を合算した金額を年次変動報酬として決定しております。

なお、非金銭報酬等は、当社では設定しておりません。

ニ. 報酬等の割合、決定の委任に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬等のウェイトが高まる構成としております。

取締役会（下記ホの委任を受けた代表取締役社長）は特に、上記ハに定める方法により算定された業績連動報酬等（年次評価報酬、評価加算報酬）を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

ホ. 上記のほか報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、代表取締役社長が自身を含めた全取締役に対して各取締役の担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して評価した後、取締役会において、報酬額の妥当性と併せて各評価を確認することで、客観性・公正性・透明性を担保したうえで決定しております。

当事業年度においては、代表取締役社長南雲秀夫に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の取締役会決議をしており、その権限の内容は上記のとおりであります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

当社の取締役及び監査役に対する報酬は以下のとおりであります。

区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	役員退職 慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	73 (1)	66 (1)	2 (-)	5 (-)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	9 (9)	8 (8)	— (-)	0 (0)	2 (2)
合計 (うち社外役員)	83 (11)	74 (10)	2 (-)	6 (0)	7 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等は、直近事業年度の経常利益の額及び前年改善額等を中心とした年次評価報酬としております。さらに評価に加算する報酬として、付加価値を上げる重点目標を設定し、その達成率を付加価値カバー率として算出しております。この双方を合算した金額を年次変動報酬として決定しております。なお、直近事業年度の経常利益の額及び前年改善額等は、「Ⅰ. 企業集団の現況 2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。
3. 非金銭報酬等は当社では設定しておりません。
4. 当事業年度末現在の取締役1名及び監査役1名は、無報酬のため人数に含まれておりません。
5. 取締役の金銭報酬の額は、1994年6月28日開催の第24回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時における取締役の員数は13名（うち社外取締役0名）であります。

6. 監査役の金銭報酬の額は、1994年6月28日開催の第24回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時における監査役の員数は3名であります
7. 金銭報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等のほか、役員の退職慰労金の支給に充てるため、当社規程に基づく当該事業年度の役員退職慰労引当金繰入額6百万円（取締役4名に対し5百万円、社外監査役2名に対し0百万円）があります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役吉野夏己氏は、吉野法律事務所代表弁護士及び国立大学法人岡山大学大学院法務研究科教授であります。吉野法律事務所と当社との間、国立大学法人岡山大学と当社との間には、それぞれ特別な関係はありません。
- ・社外監査役菊池捷男氏は、弁護士法人菊池綜合法律事務所代表社員であります。同事務所と当社とは顧問契約を締結しており、当該契約に基づく取引がありますが、取引高は僅少であり、また金銭等の貸借関係、保証・被保証関係などもございません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況及び発言状況等
社 外 取 締 役	吉 野 夏 己	2020年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。 主にコーポレート・ガバナンスの見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業法務・コンプライアンスについて専門的な立場から助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社 外 監 査 役	高 須 賀 令 二	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席、また、監査役会14回すべてに出席いたしました。 他社におけるビジネス経験や、専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部統制の状況並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社 外 監 査 役	菊 池 捷 男	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席、また、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。 企業法務に精通した弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称及び当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人が当社の子会社の計算関係書類の監査をしている事実はありません。

(2) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結をいたしておりません。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 新人研修その他の各種研修の機会を通じ、役職員に対し、経営理念及び行動指針を浸透させることをはじめとしたコンプライアンス教育及び啓蒙活動並びに損失の危機の管理(以下「リスク管理」という)に関する教育を実施し、それぞれの意識向上及び定着を図る。

ロ. コンプライアンス及びリスク管理に関する重要事項に関し、社長執行役員を統括責任者とし、執行役員、管理本部長及び監査室長をメンバーとした経営改革委員会を設置する。

ハ. コンプライアンス室を設置し、日常のコンプライアンス活動を統括管理させ、コンプライアンス上のリスクマネジメントを実施させる。

ニ. リスク管理規程を定め、管理本部に各部のリスク管理を統括させ、各リスク別、各部門別の具体的なリスクの把握及びリスクコントロールを図ることにより、業務の適正性と効率性を確保する。

ホ. 適時開示が必要と思われるリスクその他の重要情報については開示の徹底を図る。

ヘ. ヘルプライン制度規程を制定し、これに基づきコンプライアンス上疑義のある行為などが発生した場合の通報手段を社内外に設置し、ヘルプライン制度の公正かつ持続的な運営を図る。

ト. 監査室を設置し、コンプライアンス上のリスクの継続的な内部監査を行う。

チ．反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等との緊密な連携を図り、毅然とした態度で対応する。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関し、定款及び取締役会規程、稟議取扱規程、文書管理規程その他の社内規程を整備し、それぞれ適切に保存し、かつ管理する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社の取締役は、取締役会の構成員として当社の意思決定を行い、代表取締役及び執行役員の業務の執行を監督する。

ロ．当社の業務の執行は、重要な対外的業務にあつては代表取締役が行い、社内的業務及び日常の業務については、取締役会が選任した執行役員が実施する。

ハ．代表取締役及び執行役員の業務については、取締役会で定める職掌に従い分担して職務の執行の効率化を確保するとともに、職務権限規程において職務及び権限を割当て、責任を明確化する。

ニ．前号に定める職務分掌及び規程は、取締役もしくは執行役員が変更される都度、または職務の執行の効率化の必要に応じて、見直しを図る。

⑥ 当社及び当社の親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理のため「関係会社管理規程」を制定し、子会社の取締役会の決定を尊重しながらも、重要事項の決定については事前に協議する制度を設ける。また、毎月1回、当社の経営会議において、業務執行の状況を報告させる。

また、当社及び当社の子会社は、ミサワホームを頂点とする企業集団であるミサワホームグループに属し、当社の企業集団における業務の適正を確保するため、ミサワホームの定める内部統制システムに従い、次に掲げる体制を整備する。

イ．新人研修その他の各種研修の機会を通じ、子会社の役職員に対し、経営理念及び行動指針を浸透させることをはじめとしたコンプライアンス教育及び啓蒙活動並びにリスク管理に関する教育を実施し、それぞれの意識向上及び定着を図る。

- ロ． 当社及び当社の子会社の役職員の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、また、当社及び当社の子会社のリスク管理のため、子会社に対してもコンプライアンス責任者、リスク管理者及び担当セクションの設置を求め、当社とともに共同してグループのマネジメントを実施する。
 - ハ． 当社及び当社の子会社は、ミサワホームの設置するヘルプライン制度を利用し、グループ全体の通報手段として活用する。
 - ニ． ミサワホームの監査室が実施する内部監査を受け入れ、これに協力するとともに、同監査室の行うグループの業務全般にわたる内部統制の整備及び運用状況の検討、評価に従い、その改善を行う。
 - ホ． ミサワホームの定める内部統制システムが妥当でない場合は、積極的に改善の提案を行う。
 - ヘ． 当社の子会社においても、反社会的勢力と一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等との緊密な連携を図り、毅然とした態度で対応する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人の増員を求めた場合には、その求めに応じて配置する。
- ⑧ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・ 子会社の役職員及び監査役取締役またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- イ． 代表取締役は、取締役会において随時その他の職務の執行状況の報告を行う。
- ロ． 役職員は、定款または法令違反の事実、もしくは不合理な業務執行、その他これらに準ずる事項を発見した場合は、発見後すみやかに、監査役に報告する。
- ハ． 役職員は、監査役が事業について報告を求めた場合、またはグループの業務及び財産の状況を調査する場合は、積極的にこれに応じる。

- ニ. 子会社の役職員及び監査役は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、すみやかに報告する。
- ホ. コンプライアンス室は、子会社の役職員からのヘルプライン制度に基づく通報の状況について定期的に監査役に報告する。

- ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査役へ報告を行った当社または子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底する。

- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、その監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等を請求したときは、その請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役の過半数は社外監査役とし、監査の公正を確保する。

- ロ. 監査役は、外部法律事務所と顧問契約を締結することができ、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを利用することができる。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、「経営理念」及び「行動指針」において、反社会的勢力の排除に向けた体制等の整備を念頭に、次の規定を定めております。

・経営理念（一部抜粋）

「法令を遵守し、倫理を重んじて誠実に行動します。」・行動指針（一部抜粋）

「反社会的勢力・団体からの不当な圧力に屈しません。」

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

「（１）③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」にも記載のとおり、当社では、新人研修その他の各種研修の機会を通じ、役職員に対し、経営理念及び行動指針を浸透させることをはじめとしたコンプライアンス教育及び啓発活動並びに損失の危険の管理に関する教育を実施し、それぞれの意識向上及び定着を図っております。また、経営理念・行動指針を、携行用「コンプライアンスカード」に記載し、全社員に配布することにより、その内容の周知徹底を図っております。

このほか、当社は、社内体制の整備として、管理本部に不当要求防止責任者を設置しております。同責任者を中心に、警察署・暴力追放運動推進センター・顧問弁護士等との緊密な意思疎通と連携をもとに、反社会的勢力の情報の収集、同勢力の排除を進めるとともに、その被害防止を図っております。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

（１）取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保する体制

当社では毎月１回の取締役会のほか、取締役会の意思決定及び監督機能を補完するため、経営執行役員会（全執行役員で構成）を毎月１回開催し、経営に関する重要な事項の審議を行っております。このほか、取締役、執行役員、子会社代表者及び各部門の責任者で構成される経営会議を毎月１回開催し、子会社を含む経営状況、業務執行状況の監督を行い、意見交換が行われております。

（２）監査業務の適正を確保する体制

内部監査については、独立した内部監査部門が年間監査計画に基づき業務、会計、コンプライアンス監査を行っております。また、監査役監査については、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、重要な決裁書類の閲覧、会計監査人や内部監査部門との間での定期的な情報交換等のほか、監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じて幅広い視点から必要な意見を述べております。

(3) コンプライアンス体制

コンプライアンス室が日常のコンプライアンス活動を統括管理しており、各部門におけるコンプライアンス上のリスクの把握と適正な管理指導を行っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,596,035	流 動 負 債	7,303,022
現 金 及 び 預 金	5,026,131	買掛金・工事未払金及び分譲事業未払金	1,557,869
完成工事未収入金及び売掛金	103,647	短 期 借 入 金	2,755,000
分 譲 土 地 建 物	3,219,456	1年内返済予定の長期借入金	752,288
未 成 工 事 支 出 金	235,998	未 払 法 人 税 等	59,940
未 成 分 譲 支 出 金	1,692,753	未成工事受入金及び分譲事業受入金	701,630
貯 蔵 品	4,888	賞 与 引 当 金	230,300
そ の 他	314,799	完成工事補償引当金	107,462
貸 倒 引 当 金	△1,640	そ の 他	1,138,531
固 定 資 産	4,241,225	固 定 負 債	1,467,932
有 形 固 定 資 産	2,904,415	長 期 借 入 金	1,222,353
建 物 及 び 構 築 物	414,239	退職給付に係る負債	61,584
土 地	2,403,434	役員退職慰労引当金	56,700
建 設 仮 勘 定	71,739	そ の 他	127,295
そ の 他	15,001	負 債 合 計	8,770,954
無 形 固 定 資 産	13,861	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	1,322,948	株 主 資 本	5,979,958
投 資 有 価 証 券	388,358	資 本 金	1,369,850
退職給付に係る資産	273,491	資 本 剰 余 金	886,598
繰 延 税 金 資 産	152,077	利 益 剰 余 金	3,731,780
そ の 他	513,303	自 己 株 式	△8,270
貸 倒 引 当 金	△4,282	その他の包括利益累計額	86,347
資 産 合 計	14,837,260	その他有価証券評価差額金	△581
		退職給付に係る調整累計額	86,928
		純 資 産 合 計	6,066,305
		負 債 純 資 産 合 計	14,837,260

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	24,579,229
売 上 原 価	19,612,771
売 上 総 利 益	4,966,458
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,588,358
営 業 利 益	378,099
営 業 外 収 益	81,913
受 取 利 息	9,458
受 取 配 当 金	6,062
受 取 手 数 料	34,598
販 売 促 進 支 援 金	13,191
そ の 他	18,603
営 業 外 費 用	42,079
支 払 利 息	23,599
和 解 金	13,662
そ の 他	4,817
経 常 利 益	417,933
特 別 損 失	178,286
固 定 資 産 除 却 損	646
減 損 損 失	159,531
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	18,108
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	239,646
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	57,065
法 人 税 等 調 整 額	21,425
当 期 純 利 益	161,156
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	161,156

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,369,850	886,598	3,628,152	△8,256	5,876,345
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△57,528		△57,528
親会社株主に帰属 する当期純利益			161,156		161,156
自己株式の取得				△14	△14
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	103,627	△14	103,612
当 期 末 残 高	1,369,850	886,598	3,731,780	△8,270	5,979,958

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計	
当 期 首 残 高	△20,058	△126,322	△146,381	5,729,964
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△57,528
親会社株主に帰属 する当期純利益				161,156
自己株式の取得				△14
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)	19,477	213,251	232,728	232,728
連結会計年度中の変動額合計	19,477	213,251	232,728	336,341
当 期 末 残 高	△581	86,928	86,347	6,066,305

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|-----------|-------------|
| ・連結子会社の数 | 1社 |
| ・連結子会社の名称 | ミサワ中国建設株式会社 |

(2) 持分法の適用に関する事項

関連会社の状況

持分法適用関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- | | |
|----------|---|
| ・時価のあるもの | 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------------|---------------------------------------|
| ・分譲土地建物、未成工事支出金及び未成分譲支出金 | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| ・貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産
（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

ロ. 無形固定資産
（リース資産を除く）

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 |
|--------------|-------------------------|

ハ. リース資産

- | | |
|-----------------------------|--|
| ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 |
|-----------------------------|--|

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、過年度の補償工事費の完成工事高に対する実績率による額その他、補償工事費の発生が見込まれる特定物件について発生見込額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末における要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のもの等を除く）

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

- ・その他の工事

工事完成基準

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

退職給付の算定に当たり、退職給付見込額の期間帰属方法は給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「和解金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「和解金」は2,628千円であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度より適用し、[会計上の見積りに関する注記]を開示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損に係る見積り

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度(千円)
有形固定資産	2,904,415
無形固定資産	13,861
減損損失	159,531

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

資産又は資産グループにおいて減損が生じている可能性を示す兆候の有無を判定し、兆候がある場合には当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は正味売却価額、あるいは使用価値により算定しております。

主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、事業計画の基礎となる販売棟数の予測及びリフォーム事業の成長率、並びに事業計画期間後の各事業の変動率であります。

事業計画等は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響も考慮し見直しを行っており、取締役会で承認されたものに基づいております。

翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、経済情勢による受注環境の変動や市場環境の影響により、その見積り額的前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性に係る見積り

当連結会計年度末においても新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大の収束には至っておらず、また、2021年5月に岡山県及び広島県で緊急事態宣言が発出されたことから、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大及び事業活動への影響がしばらく継続するものの、ワクチン接種の効果により年末に向けて収束していくと予想されます。こうした仮定に基づき繰延税金資産の回収可能性の見積りを行っております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金310,000千円及び投資有価証券(利付国債210,000千円)を住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅建設瑕疵担保保証金として、岡山地方法務局に供託しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,509,161千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額283,886千円が含まれております。

(3) 偶発債務

保証債務は次のとおりであります。

住宅購入者のためのつなぎ融資及び抵当権設定までの

住宅ローン等に対する保証債務 1,318,997千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	11,540,180株	一株	一株	11,540,180株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月22日 定 時 株 主 総 会	普通株式	57,528	5	2020年3月31日	2020年6月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	57,528	5	2021年3月31日	2021年6月29日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成工事未収入金及び売掛金は、主として個人の顧客に対する建築請負工事等に基づく債権であります。当社グループは契約時に顧客の信用情報を十分に把握することで、信用リスクの管理を行っております。

また、投資有価証券は主として株式及び国債・地方債等であり、時価のあるものについては四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金・工事未払金及び分譲事業未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は、短期・長期ともに主として運転資金であり、一部の長期借入金は変動金利を適用しておりますが、毎月金融機関ごとの金利を一覧表にして把握し、借入金利の変動状況をモニタリングしております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,026,131	5,026,131	—
(2) 完成工事未収入金及び 売掛金	103,647	103,647	—
(3) 投資有価証券	370,620	370,620	—
資産計	5,500,399	5,500,399	—
(1) 買掛金・工事未払金 及び分譲事業未払金	1,557,869	1,557,869	—
(2) 短期借入金	2,755,000	2,755,000	—
(3) 長期借入金	1,974,641	1,973,114	△1,526
負債計	6,287,510	6,285,983	△1,526

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 完成工事未収入金及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金・工事未払金及び分譲事業未払金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	17,738

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,026,131	—	—	—
完成工事未収入金及び売掛金	103,647	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの				
国債・地方債等	30,000	130,000	50,000	—
合計	5,159,779	130,000	50,000	—

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 527円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 14円01銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2021年5月10日開催の取締役会において、ミサワホーム株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社を完全子会社化することを企図としていること並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

詳細につきましては、2021年5月10日公表の「支配株主であるミサワホーム株式会社による当社株式に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」をご参照ください。

(1) 公開買付者の概要

① 名 称	ミサワホーム株式会社								
② 所 在 地	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号								
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 磯貝匡志								
④ 事業内容	工業化住宅部材の製造・販売等								
⑤ 資本金	11,892,755,813円（2021年5月10日現在）								
⑥ 設立年月日	2003年8月1日								
⑦ 大株主及び持株比率 （2021年5月10日現在）	プライム ライフ テクノロジーズ株式会社 100.00%								
⑧ 当社と公開買付者の関係	<table> <tr> <td>資 本 関 係</td><td>公開買付者は当社株式7,872,000株（所有割合（注1）：68.42%）を所有しています。 また、公開買付者は公開買付者関係株主ら（注2）を通じて間接的に所有（注3）する当社株式431,800株（所有割合：3.75%）と合わせて、当社株式合計8,303,800株（所有割合：72.17%）を所有しています。</td></tr> <tr> <td>人 的 関 係</td><td>2021年5月10日現在、当社の取締役会は6名で構成されており、そのうち1名が公開買付者の取締役専務執行役員を兼任しております。 また、2021年5月10日現在、当社の監査役会は3名で構成されており、そのうち1名が公開買付者の従業員及び公開買付者の関連会社における取締役としての地位を有しております。上記のほか、当社グループ（注4）以外の公開買付者グループ（注5）の従業員10名が当社グループに出向しています。</td></tr> <tr> <td>取 引 関 係</td><td>当社は、公開買付者から主要な住宅部材の仕入れを行っております（当社の2021年3月期における当該取引に関する仕入高6,941,990千円）。</td></tr> <tr> <td>関連当事者への該当状況</td><td>公開買付者は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたします。</td></tr> </table>	資 本 関 係	公開買付者は当社株式7,872,000株（所有割合（注1）：68.42%）を所有しています。 また、公開買付者は公開買付者関係株主ら（注2）を通じて間接的に所有（注3）する当社株式431,800株（所有割合：3.75%）と合わせて、当社株式合計8,303,800株（所有割合：72.17%）を所有しています。	人 的 関 係	2021年5月10日現在、当社の取締役会は6名で構成されており、そのうち1名が公開買付者の取締役専務執行役員を兼任しております。 また、2021年5月10日現在、当社の監査役会は3名で構成されており、そのうち1名が公開買付者の従業員及び公開買付者の関連会社における取締役としての地位を有しております。上記のほか、当社グループ（注4）以外の公開買付者グループ（注5）の従業員10名が当社グループに出向しています。	取 引 関 係	当社は、公開買付者から主要な住宅部材の仕入れを行っております（当社の2021年3月期における当該取引に関する仕入高6,941,990千円）。	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたします。
資 本 関 係	公開買付者は当社株式7,872,000株（所有割合（注1）：68.42%）を所有しています。 また、公開買付者は公開買付者関係株主ら（注2）を通じて間接的に所有（注3）する当社株式431,800株（所有割合：3.75%）と合わせて、当社株式合計8,303,800株（所有割合：72.17%）を所有しています。								
人 的 関 係	2021年5月10日現在、当社の取締役会は6名で構成されており、そのうち1名が公開買付者の取締役専務執行役員を兼任しております。 また、2021年5月10日現在、当社の監査役会は3名で構成されており、そのうち1名が公開買付者の従業員及び公開買付者の関連会社における取締役としての地位を有しております。上記のほか、当社グループ（注4）以外の公開買付者グループ（注5）の従業員10名が当社グループに出向しています。								
取 引 関 係	当社は、公開買付者から主要な住宅部材の仕入れを行っております（当社の2021年3月期における当該取引に関する仕入高6,941,990千円）。								
関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたします。								

（注1）「所有割合」とは、当社が2021年5月10日に公表した「2021年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2021年3月31日現在の当社の発行済株式総数（11,540,180株）から、当社決算短信に記載された当社が所有する同日現在の自己株式数（34,554株）を控除した株式数（11,505,626株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。）をいいます。

（注2）「公開買付者関係株主ら」とは、公開買付者の完全子会社である東北ミサワホーム株式会社（以下「東北ミサワホーム」といいます。）、ミサワホーム九州株式会社（以下「ミサワホーム九州」といいます。）、ミサワホーム北海道株式会社（以下「ミサワホーム北海道」といいます。）、及びミサワホーム近畿株式会社（以下「ミサワホーム近畿」といいます。）を総称したものをいいます。

(注3) 公開買付者の完全子会社である東北ミサワホームは、当社株式168,000株（所有割合：1.46%）を所有し、ミサワホーム九州は、当社株式128,800株（所有割合：1.12%）を所有し、ミサワホーム北海道は、当社株式87,000株（所有割合：0.76%）を所有し、ミサワホーム近畿は、当社株式48,000株（所有割合：0.42%）を所有しております（2021年5月10日現在）。なお、公開買付者は、2021年5月10日現在、上記公開買付者関係株主らとの間で、本公開買付けの応募に関する合意等を行っていないとのことです。

(注4) 「当社グループ」とは、当社並びにその連結子会社及び関連会社（2021年5月10日現在、当社及びその連結子会社であるミサワ中国建設株式会社並びに公開買付者で構成されております。）をいいます。

(注5) 「公開買付者グループ」とは、公開買付者並びにその連結子会社及び関連会社（2021年5月10日現在、公開買付者、当社グループを含む連結子会社67社及び関連会社4社で構成されているとのことです。）をいいます。

(2) 本公開買付けの概要

① 買付け等の期間

2021年5月11日（火曜日）から2021年6月21日（月曜日）まで（30営業日）

② 買付予定の株券等の数

公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておらず、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

③ 買付け等の価格 普通株式1株につき金320円

④ 公開買付開始公告日 2021年5月11日（火曜日）

⑤ 公開買付代理人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

⑥ 公開買付復代理人 a u カブコム証券株式会社

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,122,560	流 動 負 債	7,268,443
現 金 及 び 預 金	4,574,550	買 掛 金	986,186
完 成 工 事 未 収 入 金	103,383	工 事 未 払 金	577,539
売 掛 金	198	短 期 借 入 金	2,750,000
分 譲 土 地 建 物	3,219,531	1年内返済予定の長期借入金	752,288
未 成 工 事 支 出 金	233,077	未 払 金	352,540
未 成 分 譲 支 出 金	1,691,297	未 払 費 用	81,444
貯 蔵 品	4,871	未 払 法 人 税 等	59,693
前 渡 金	45,548	未 成 工 事 受 入 金	659,581
前 払 費 用	120,734	分 譲 事 業 受 入 金	39,465
未 収 入 金	80,009	預 り 金	482,445
立 替 金	38,126	賞 与 引 当 金	213,000
そ の 他	12,878	完 成 工 事 補 償 引 当 金	106,702
貸 倒 引 当 金	△1,646	資 産 除 去 債 務	8,743
固 定 資 産	4,223,719	そ の 他	198,812
有 形 固 定 資 産	2,904,434	固 定 負 債	1,402,148
建 物	238,970	長 期 借 入 金	1,222,353
展 示 用 建 物	138,173	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	52,500
構 築 物	37,096	受 入 保 証 金	85,356
工 具 器 具 備 品	15,001	資 産 除 去 債 務	41,939
土 地	2,403,434	負 債 合 計	8,670,592
建 設 仮 勘 定	71,758	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	13,845	株 主 資 本	5,675,742
投資その他の資産	1,305,439	資 本 金	1,369,850
投 資 有 価 証 券	387,103	資 本 剰 余 金	886,598
関 係 会 社 株 式	73,350	資 本 準 備 金	65,200
出 資 金	18	そ の 他 資 本 剰 余 金	821,398
長 期 貸 付 金	4,843	利 益 剰 余 金	3,427,564
長 期 前 払 費 用	2,915	利 益 準 備 金	256,050
前 払 年 金 費 用	148,485	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,171,514
繰 延 税 金 資 産	190,155	別 途 積 立 金	2,000,000
差 入 保 証 金	482,675	繰 越 利 益 剰 余 金	1,171,514
そ の 他	20,173	自 己 株 式	△8,270
貸 倒 引 当 金	△4,282	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△54
資 産 合 計	14,346,280	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△54
		純 資 産 合 計	5,675,688
		負 債 純 資 産 合 計	14,346,280

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	24,549,694
完 成 工 事 高	13,419,926
分 譲 売 上 高	5,659,563
リ フ ォ ー ム 売 上 高	4,082,445
そ の 他 の 売 上 高	1,387,757
売 上 原 価	19,635,141
完 成 工 事 原 価	10,970,260
分 譲 売 上 原 価	4,751,152
リ フ ォ ー ム 売 上 原 価	3,023,996
そ の 他 の 売 上 原 価	889,732
売 上 総 利 益	4,914,552
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,513,125
営 業 利 益	401,427
営 業 外 収 益	74,928
受 取 利 息 配 当 金	15,073
受 取 手 数 料	32,124
販 売 促 進 支 援 金	13,191
そ の 他	14,539
営 業 外 費 用	41,968
支 払 利 息	23,534
和 解 金	13,617
そ の 他	4,817
経 常 利 益	434,386
特 別 損 失	178,286
固 定 資 産 除 却 損	646
減 損 損 失	159,531
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	18,108
税 引 前 当 期 純 利 益	256,100
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	56,560
法 人 税 等 調 整 額	12,020
当 期 純 利 益	187,519

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金				自己株式	
		資 本 準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余 金 合 計		
						別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,369,850	65,200	821,398	886,598	250,297	2,000,000	1,047,276	3,297,573	△8,256	5,545,766
事業年度中の変動額										
剰余金の配当					5,752		△63,281	△57,528		△57,528
当 期 純 利 益							187,519	187,519		187,519
自己株式の取得									△14	△14
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	5,752	－	124,238	129,991	△14	129,976
当 期 末 残 高	1,369,850	65,200	821,398	886,598	256,050	2,000,000	1,171,514	3,427,564	△8,270	5,675,742

	評価・換算差額等		純 資 産 計 合
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	△19,642	△19,642	5,526,123
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△57,528
当 期 純 利 益			187,519
自己株式の取得			△14
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	19,588	19,588	19,588
事業年度中の変動額合計	19,588	19,588	149,564
当 期 末 残 高	△54	△54	5,675,688

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------------|---|
| ① 関係会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| ・分譲土地建物、未成工事支出金及び未成分譲支出金 | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| ・貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|-----------------------------|--|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法） |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | |
| ・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 |
| ③ リース資産 | |
| ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|---|
| ① 貸倒引当金 | 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。 |

③ 完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、過年度の補償工事費の完成工事高に対する実績率による額その他、補償工事費の発生が見込まれる特定物件について発生見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付の算定に当たり、退職給付見込額の期間帰属方法は給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく事業年度末における要支給額を計上しております。

(4) その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のもの等を除く）

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

- ・その他の工事

工事完成基準

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異の未処理額を加減した額から、年金資産の額を控除した額を前払年金費用に計上しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「和解金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「和解金」は2,628千円であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、[会計上の見積りに関する注記]を開示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損に係る見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度(千円)
有形固定資産	2,904,434
無形固定資産	13,845
減損損失	159,531

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表3. 会計上の見積りに関する注記(1) 固定資産の減損に係る見積り ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一となります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性に係る見積り

「連結注記表3. 会計上の見積りに関する注記(2) 繰延税金資産の回収可能性に係る見積り」に記載した内容と同一となります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金310,000千円及び投資有価証券（利付国債210,000千円）を住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅建設瑕疵担保保証金として、岡山地方法務局に供託しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,491,854千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額281,144千円が含まれております。

(3) 偶発債務

保証債務は次のとおりであります。

住宅購入者のためのつなぎ融資及び抵当権設定までの
住宅ローン等に対する保証債務

1,318,997千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

3,551千円

② 短期金銭債務

1,276,136千円

③ 長期金銭債権

100,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高

2,138千円

② 仕入高

8,086,815千円

③ その他の営業取引

357,898千円

④ 営業取引以外の取引高

29,724千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	34,494株	60株	一株	34,554株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	165,480千円
減損損失	413,866千円
分譲土地建物評価損	50,909千円
賞与引当金	64,879千円
資産除去債務	15,437千円
役員退職慰労引当金	15,991千円
投資有価証券評価損	304千円
ゴルフ会員権評価損	5,515千円
完成工事補償引当金	32,501千円
その他有価証券評価差額金	23千円
その他	29,781千円
繰延税金資産小計	794,692千円
評価性引当額	△556,101千円
繰延税金資産合計	238,591千円
(繰延税金負債)	
前払年金費用	45,228千円
資産除去費用	3,206千円
繰延税金負債合計	48,435千円
繰延税金資産の純額	190,155千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金 (千 円)	事業の容 内又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関連当事者 との 関係	取引内容	取引金額 (千 円)	科 目	期末残高 (千 円)
親会社	ミサワホーム株式会社	11,892,755	工業化住宅部材の製造・販売等	直接 (68.4) 間接 (3.7)	住宅部材等の仕入及び寄託契約による金銭の預け	住宅部材等の仕入(注)	6,941,990	買掛金	986,186
								未払金	196,865
						寄託契約による金銭の預け	6,000,000	流動資産 そ の 他	—
						預け金利息	7,615		
						受取手数料	8,835	未収入金	2,846
						販売促進支援金	13,191		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ミサワホーム株式会社からの住宅部材仕入価格については、他の部材買入先と同様の条件であります。預け金利率は、短期プライムレートその他市場金利の変動、その他の事情を勘案し、双方協議の上決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金 (千 円)	事業の容 内又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関連当事者 との 関係	取引内容	取引金額 (千 円)	科 目	期末残高 (千 円)
子会社	ミサワ中国建設株式会社	60,000	新築住宅・リフォームの施工	直接 100.0	住宅等の施工及び役員の兼任	住宅等の施工(注)	1,144,824	工事 未払金	83,208
								未払金	9,875
								未収入金	339
								立替金	365

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ミサワ中国建設株式会社への住宅等の施工発注価格については、他の住宅等の施工発注先の取引等を考慮し決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 493円30銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 16円30銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2021年5月10日開催の取締役会において、ミサワホーム株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社を完全子会社化することを企図としていること並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。詳細につきましては、「連結注記表8. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

ミサワホーム中国株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳井浩一 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飴谷健洋 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミサワホーム中国株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミサワホーム中国株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年5月10日開催の取締役会において、ミサワホーム株式会社による会社の普通株式の全てに対する公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主が公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をした。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

ミサワホーム中国株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳井浩一 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飴谷健洋 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミサワホーム中国株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年5月10日開催の取締役会において、ミサワホーム株式会社による会社の普通株式の全てに対する公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主が公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をした。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は2020年4月1日から2021年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、2020年6月22日開催の監査役会において、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式等で出席し、付議議案や報告事案に関し、必要に応じて質問をしながら審議の経過や結果を掌握するとともに、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、内部監査部門と連携しつつ、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている親会社との取引（会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、専門性に裏付けられた適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、新型コロナウイルス感染症に対して、初動対応も含め取締役により事業継続のための適切な対応がとられており、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

事業報告の「その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載されているとおり、会社は、2021年5月10日開催の取締役会において、ミサワホーム株式会社による当社株式に対する公開買付けに係る賛同の意思を表明するとともに当社の株主が本公開買付けに応募を推奨することを決議いたしました。当該事項は、当監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2021年5月20日

ミサワホーム中国株式会社 監査役会

常勤監査役
(社外監査役) 高 須 賀 令 二 ㊟

社外監査役 菊 池 捷 男 ㊟

監 査 役 深 澤 正 明 ㊟

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

ミサワホーム中国株式会社

代表取締役社長 南 雲 秀 夫

2. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定的な経営基盤の確保と内部留保の充実による財務体質の強化に努めるとともに、安定的な配当を継続実施していくことを基本方針としております。剰余金の配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円 配当総額 57,528,130円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

当社の取締役6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
南 雲 秀 夫 (1955年5月9日生)	1986年2月 多摩中央ミサワホーム株式会社入社 2003年10月 同社取締役営業部長 2005年10月 同社常務取締役営業部長 2008年10月 同社代表取締役専務 2009年1月 ミサワホーム多摩株式会社代表取締役 兼専務執行役員 2011年6月 同社代表取締役兼社長執行役員 2014年6月 東北ミサワホーム株式会社代表取締役 兼社長執行役員 2017年4月 当社顧問 2017年6月 当社代表取締役兼社長執行役員 2017年10月 当社代表取締役兼社長執行役員営業本 部長 2018年6月 当社代表取締役兼社長執行役員営業本 部長兼開発不動産本部長 2020年4月 当社代表取締役兼社長執行役員営業本 部長 (現任)	1,000株
(取締役候補者とした理由) 南雲秀夫氏は、当社及びミサワホームグループ会社の取締役として長年に亘り経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、住宅業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。		
川 勝 昌 弥 (1965年2月2日生)	1987年4月 旧ミサワホーム株式会社入社 2013年4月 ミサワホーム多摩株式会社営業推進部 長 2014年7月 東北ミサワホーム株式会社営業本部担 当部長 2014年10月 同社営業本部営業推進部長 2015年6月 同社執行役員営業推進部長兼経営企画 室長 2017年4月 当社営業本部営業推進部長 2017年6月 当社執行役員営業本部営業推進部長 2017年10月 当社執行役員営業本部営業推進部長兼 経営企画室長 2019年4月 当社執行役員管理本部長兼営業本部営 業推進部長 2019年6月 当社取締役兼執行役員管理本部長兼営 業本部営業推進部長 2021年4月 当社取締役兼執行役員管理本部長兼営 業本部営業推進部長兼広島支店管掌 (現任)	0株
(取締役候補者とした理由) 川勝昌弥氏は、当社の親会社であるミサワホーム株式会社入社後長年に亘り営業・販売推進業務に携わった後、ミサワホームグループ会社及び当社において営業推進部門、経営企画部門の責任者を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした点から当社管理体制の強化推進に適任であると考え、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。		

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
え び たに つよし 海 老 谷 剛 (1961年 7 月 2 日生)	1989年 7 月 株式会社ミサワホーム山口入社 2010年 4 月 当社山口支店長 2010年 6 月 当社執行役員山口支店長 2013年 4 月 当社執行役員倉敷支店長 2014年 6 月 当社取締役兼執行役員倉敷支店長 2015年 4 月 当社取締役兼執行役員倉敷支店長兼営業本部副本部長 2016年 4 月 当社取締役兼執行役員営業本部長兼岡山支店長兼倉敷支店長 2017年10月 当社取締役兼執行役員営業本部副本部長兼広島支店長兼山口支店長 2019年 4 月 当社取締役兼執行役員営業本部副本部長兼広島支店長兼山口支店管掌 2020年 4 月 当社取締役兼執行役員リフォーム事業本部長兼広島支店長兼山口支店管掌 2021年 4 月 当社取締役兼執行役員リフォーム事業本部長兼岡山支店管掌兼倉敷支店管掌(現任)	7,000株
(取締役候補者とした理由) 海老谷剛氏は、当社入社以来長年に亘り主力事業である住宅請負事業の営業に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした経験が今後成長が見込まれるリフォーム事業の推進に適任であると考え、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		
い り え よ し かづ 入 江 義 一 (1956年 8 月20日生)	1979年 4 月 株式会社ミサワホーム岡山入社 2012年 4 月 当社岡山支店副支店長 2013年 6 月 当社執行役員岡山支店副支店長 2014年 4 月 当社執行役員山口支店長 2014年 6 月 当社取締役兼執行役員山口支店長 2015年 4 月 当社取締役兼執行役員山口支店長兼開発不動産本部副本部長 2016年 4 月 当社取締役兼執行役員山口支店長兼広島支店副支店長 2017年 4 月 当社取締役兼執行役員広島支店長兼山口支店長 2017年10月 当社取締役兼執行役員岡山支店長兼倉敷支店長 2018年 4 月 当社取締役兼執行役員倉敷支店長兼岡山支店管掌 2018年 6 月 当社取締役兼執行役員開発不動産本部副本部長兼倉敷支店長兼岡山支店管掌 2020年 4 月 当社取締役兼執行役員開発不動産本部長兼岡山支店管掌兼倉敷支店管掌 2021年 4 月 当社取締役兼執行役員開発不動産本部長兼山口支店管掌(現任)	12,000株
(取締役候補者とした理由) 入江義一氏は、当社入社以来長年に亘り住宅請負、開発不動産の両事業に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした点から住宅関連事業、開発不動産事業の強化に適任であると考え、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
さく お てつ や 作 尾 徹 也 (1955年 8 月13日生)	1981年 9 月 旧ミサワホーム株式会社入社 2006年 6 月 ミサワホーム株式会社執行役員商品企画部長 2012年 6 月 同社常務執行役員ストック事業全般兼営業推進本部副本部長兼ストック事業本部長 2014年 4 月 同社商品開発本部長 2014年 6 月 同社取締役 2014年 6 月 当社取締役 (現任) 2016年 4 月 ミサワホーム株式会社取締役常務執行役員商品開発・技術担当 2016年 6 月 同社取締役常務執行役員商品開発・技術・設計建設全般 2017年 4 月 同社取締役常務執行役員商品開発・技術・設計建設・海外事業全般 2018年 4 月 同社取締役専務執行役員商品開発・技術・設計建設・海外事業全般 2019年 4 月 同社取締役専務執行役員C S品質・商品開発・技術・設計建設・生産・調達全般兼海外事業副担当 2019年 6 月 同社取締役専務執行役員C S品質・商品開発・技術・設計建設・生産・調達全般兼カスタマーサポート推進担当兼海外事業副担当 2021年 4 月 同社取締役専務執行役員C S品質・商品開発・技術・設計建設・生産・調達全般兼海外事業副担当 (現任) (重要な兼職の状況) ミサワホーム株式会社取締役専務執行役員C S品質・商品開発・技術・設計建設・生産・調達全般兼海外事業副担当 MAリファイニングシステムズ株式会社代表取締役社長 テクノエフアンドシー株式会社代表取締役社長執行役員 大末建設株式会社取締役	0株
(取締役候補者とした理由) 作尾徹也氏は、当社の親会社であるミサワホーム株式会社の取締役専務執行役員であり、同社において技術系部門の責任者を務めるなど、商品や技術開発に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした点から当社住宅請負事業の推進・強化に適任であると考え、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。		

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
よし の なつ み 吉 野 夏 己 (1960年 8 月22日生)	1997年 4 月 弁護士登録、吉野法律事務所代表弁護士 (現任) 2004年 4 月 国立大学法人岡山大学大学院法務研究科准教授 2007年 4 月 岡山県コンプライアンス委員会会長 2009年 4 月 国立大学法人京都教育大学学生不祥事再発防止・危機管理体制改善評価委員会副会長 2010年 4 月 国立大学法人岡山大学大学院法務研究科教授 2016年 4 月 国立大学法人岡山大学副学長 (法務・コンプライアンス担当) 2020年 6 月 当社取締役 (現任) 2021年 4 月 国立大学法人岡山大学学術研究院法務学域教授 (現任) (重要な兼職の状況) 吉野法律事務所代表弁護士 国立大学法人岡山大学学術研究院法務学域教授	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 吉野夏己氏は、吉野法律事務所にて代表を務めており、企業法務・コンプライアンスの分野にて高度かつ専門的な知識を有しておりますほか、特に法務、リスク管理及びコーポレート・ガバナンスの分野において、独立的な立場から、岡山県コンプライアンス委員会会長、国立大学法人京都教育大学学生不祥事再発防止・危機管理体制改善評価委員会副会長等を歴任し、企業・各種団体のコーポレート・ガバナンスや危機管理にも多く携わっていることから、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、同氏が選任された場合には、法務、リスク管理及びコーポレート・ガバナンスの分野を中心に、当社の業務執行に対する監督・助言等独立した立場から関与いただく予定です。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 南雲秀夫氏及び川勝昌弥氏は、過去10年間に於いて、当社の親会社であるミサワホーム株式会社の子会社である東北ミサワホーム株式会社及びミサワホーム多摩株式会社の業務執行者でありました。なお、両氏の両社における過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。
3. 作尾徹也氏は現在、当社の親会社であるミサワホーム株式会社の業務執行者であり、過去10年間に於いても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。
4. ミサワホーム株式会社は、2007年10月 1 日に旧ミサワホーム株式会社を合併し、ミサワホーム株式会社に商号変更しております。本議案においては、合併前のミサワホーム株式会社を「旧ミサワホーム株式会社」と表記しております。
5. 吉野夏己氏は、社外取締役候補者であります。
6. 吉野夏己氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結のときをもって1年となります。
7. 吉野夏己氏が代表を務める吉野法律事務所との間には、資本関係及び取引関係はありません。

8. 当社は、吉野夏己氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者（当社役員、子会社役員）が役員の業務として行った行為につき、株主や第三者から損害賠償請求がなされた場合の役員が被る損害（訴訟費用、損害賠償金等）を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
10. 当社は、吉野夏己氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。なお、取締役吉野夏己氏は、ミサワホーム株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに際し、当社に設置された特別委員会の委員としての報酬を受ける予定であります。同報酬は同氏の独立性や経験・見識に基づく特別委員としての職務の対価として支払われるものであり、同氏の独立性に影響を与えるものでないと判断しております。なお、同委員会の活動は、当社株式の非公開化の効力発生日までとなります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役深澤正明氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、監査役候補者の牧野俊行氏は退任監査役の深澤正明氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
まきのとしゆき 牧 野 俊 行 (1969年12月11日生)	1992年4月 旧ミサワホーム株式会社入社 2021年4月 ミサワホーム株式会社事業統括部西日本統括課長(現任) (重要な兼職の状況) ミサワホーム株式会社事業統括部西日本統括課長 ミサワホーム九州株式会社取締役 ミサワホーム四国株式会社監査役	0株
(監査役候補者とした理由) 牧野俊行氏は、当社の親会社であるミサワホーム株式会社での豊富な経験とミサワホームグループとしての戦略的見地から、特に当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と幅広い経験を有しており、外部の視点を持って監査役としての役割を果たしていただけると判断し、同氏を新たに監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 牧野俊行氏は現在、当社の親会社であるミサワホーム株式会社の業務執行者であり、過去10年間にわたって同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。
3. ミサワホーム株式会社は、2007年10月1日に旧ミサワホーム株式会社を合併し、ミサワホーム株式会社に商号変更しております。本議案においては、合併前のミサワホーム株式会社を「旧ミサワホーム株式会社」と表記しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者(当社役員、子会社役員)が役員の業務として行った行為につき、株主や第三者から損害賠償請求がなされた場合の役員が被る損害(訴訟費用、損害賠償金等)を当該保険契約によって填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2020年6月22日開催の第50回定時株主総会において補欠監査役に選任されました佐々木智生氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
さ さ き とも お 生 佐 々 木 智 生 (1968年6月27日生)	1992年4月 旧ミサワホーム株式会社入社 2009年6月 当社監査役 2012年4月 ミサワホーム株式会社営業推進本部営業統括部担当部長 2013年4月 東北ミサワホーム株式会社青森支店長 2016年4月 ミサワホーム株式会社M J WOOD推進部長(現任) (重要な兼職の状況) ミサワホーム株式会社M J WOOD推進部長 ミサワホームM J 株式会社取締役	0株
(補欠監査役候補者とした理由) 佐々木智生氏は、当社の親会社であるミサワホーム株式会社での豊富な経験とミサワホームグループとしての戦略的見地から、公正な立場で助言いただくとともに監査の強化が図れるものと考え、また当社監査役として2009年6月から2013年6月まで職務を遂行いただいております、その実績を踏まえて、同氏を補欠監査役候補者としたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐々木智生氏は現在、当社の親会社であるミサワホーム株式会社の業務執行者であり、過去10年間に於いて同社及び同社の子会社である東北ミサワホーム株式会社の業務執行者でありました。なお、同氏の両社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。
3. ミサワホーム株式会社は、2007年10月1日に旧ミサワホーム株式会社を合併し、ミサワホーム株式会社に商号変更しております。本議案においては、合併前のミサワホーム株式会社を「旧ミサワホーム株式会社」と表記しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者(当社役員、子会社役員)が役員の業務として行った行為につき、株主や第三者から損害賠償請求がなされた場合の役員が被る損害(訴訟費用、損害賠償金等)を当該保険契約によって填補することとしております。候補者が監査役に就任することとなった場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

第51回定時株主総会会場ご案内

会場：岡山市北区駅元町14番1号

岡山コンベンションセンター 2階レセプションホール

電話 (086) 214-1000

交通：J R岡山駅中央改札口より徒歩3分

岡山I.C.より自動車30分

